

平成25年 8月 日

江田島市議会議長 上 田 正 様

議会改革特別委員会
委員長 胡 子 雅 信

議会改革特別委員会最終報告

本特別委員会に付託された事件について、江田島市議会会議規則第103条の規定により、別紙のとおり報告いたします。

議会改革特別委員会最終報告書

平成25年 8月 日

江田島市議会改革特別委員会

1 調査事件

議会基本条例の制定を含む議会改革に関する調査・研究

2 議会改革特別委員会設置の趣旨

地方分権の時代にあつて、地方議会を担う者が、その責務を果たしていくためには、二元代表制の趣旨を踏まえ、首長と相互の抑制と均衡を図りながら、地方自治体の自立に対応できる議会としての自己改革を進めることを目的に議会改革特別委員会を設置いたしました。

3 委員会活動の経過

平成23年6月定例会において、9名の委員をもって構成する議会改革特別委員会が設置されました。

議会改革特別委員会に付託された事項、1.チェック機能の強化に関すること、2.議会運営のあり方に関すること、3.透明性のある開かれた議会のあり方に関すること、4.専門的知見の活用に関すること、5.議員定数に関すること、6.その他議会の活性化に関することについて調査・研究するものです。

議会改革特別委員会は、検討を始めるに当たり、まず、委員会としての取組方法を確認し、今後の検討の進め方について確認しました。

次に、検討項目として取り組むべき課題を整理し、具体的検討項目として28項目を取り上げることとしました。なお、具体的検討項目を設定するにあたり、最初の入り口の段階として委員の共通認識となるように、また、個々の具体的検討項目を検討する際の方向性となるように、江田島市議会としてどのような議会を目指していくのかということの大まかなイメージとして、「行政のチェック機能の強化」、「透明性のある開かれた議会」、「議会による政策提案機能の充実」、「意思決定過程で討議による合意形成」ということで確認しました。

第3回以降の本特別委員会においては、具体的検討項目について検討を行い、これまでに1年11ヶ月、26回にわたり委員会を開催し、委員全員が様々な視点・論点から慎重に、時には熱く、真剣に議論を聞かせ、委員会で結論を得た項目については、全員協議会において中間報告を行ってきました。

調査・研究における主な検討結果として、本会議のあり方では一般質問の充実で一般質問の意義(行政全般について執行機関の所信をただす)を徹底する。また、最初の質問・答弁は従来のとおり総括質問方式とし、再質問から質問・答弁を自席で行う一問一答方式を採用、委員会のあり方では各常任委員会における将来を展望した政策樹立のため、委員会の年間活動指針を定める活動計画書の作成(最終的に成果・反省を報告)及び委員会ごとにテーマ・課題の設定(議員提案による政策、条例の制定及び改正に向けた研究討議を行うことにより、議会における政策形成機能の充実を図る。)を行うなど、市民参加型の議会のあり方では平日以外の本会議開催では開かれた議会を目指すためにも、議会への住民参

加は当然で、さらに参加を進める必要があるため、平日以外の本会議開催を実施、報告会では市民からの要請ではなく、積極的に出向いての議会報告会を開催する。(市議会の活動状況を地域に出向き市民に直接報告・説明し、議会に対する意見や市政に対する提言などを聞くことにより、市議会の一層の充実を図り、市民の議会参加と協働のまちづくりを促進するため。)、出前講座では委員会での審査案件・経緯・結果など市民や各種団体から要請があった場合は、議会報告会に準じ、委員が出向き、説明会又は懇談会を催す、議会活動のPR、議会だよりの充実、議会の活性化では地方分権の進展に対応した地方議会の活性化に資するためであり、議会の果たす役割と機能がますます拡大・充実することが期待されます。そこで、交付目的は、議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として交付される「政務活動(調査)費」を平成24年度から導入することとし、合わせて、使途の透明性を確保し、市民に対する説明責任を果たす、議員研修では議会における研修は、議会や議員に求められる機能を正しく発揮し、その役割を果たすため、また、議員倫理の向上を図るため、「議員一人ひとりの資質向上」と「議会全体の水準の向上」を目的として実施。その他で各種団体・公益法人における役員就任では公平性及び透明性等を確保することから、市から補助を受けている団体の役員就任については、原則禁止すべきである。(江田島市議会議員政治倫理条例を厳守する。)など、決定された事項から実施に向け取り組みを進めています。また、平日以外の本会議開催及び長期欠席議員の議員報酬については、今後の課題として引き続き検討していく必要があるため、継続協議として整理しました。

さらに、これまでの調査・研究において市民に開かれた議会のあるべき姿を検討してきた集大成として、議会及び議員の活動原則や市民と議会、議会と行政の関係、自由討議の保障など基本的事項を定め、議会の最高規範となる「江田島市議会基本条例」の制定に向けた協議を重ね、江田島市議会基本条例(素案)を作成し、本特別委員会を終了することとなりました。

最後に、議会の活性化に向け、長きにわたり熱心に議論を重ねていただいた委員各位に深く感謝を申し上げますとともに、議員各位におかれましても条例(素案)の趣旨をご理解いただき、ご賛同を申し上げまして、本委員会の最終報告といたしますが、本委員会の報告を基に、さらに議論を深めなければならない検討項目もあります。様々な議論の末、委員会としての結論を出したわけでありますので、本委員会としての役目は終了とさせていただきます。今後とも議会の活性化について、さらに議論を深めていただくことをお願い申し上げます、最終報告といたします。

4 調査(協議・検討)結果

項 目	結 果
1. 一般質問に関すること	
対面方式の一問一答	<p>「現行のとおり」とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市制に対する課題を一つずつ取り上げ、質問・答弁を繰り返すことにより論点が整理され、審議を十分に深めることができる一問一答方式とする。 ・最初の質問・答弁は従来のとおり総括質問方式とし、再質問から質問・答弁を自席で行う一問一答方式とする。
一般質問	<p>一般質問の意義(行政全般について執行機関の所信をただす)を徹底する。また、議案審査の手続きの一環である質疑と、議案に関わらず行える一般質問を明確に区分する。</p>
2. 本会議に関すること	
(1) 平日以外の本会議開催	<p>開かれた議会を目指すためにも、議会への住民参加は当然で、さらに参加を進める必要があるため、平日以外の本会議開催を実施する。また、実施時期については、導入している自治体の状況調査の実施、費用対効果等の観点も踏まえ検討していく。(継続)</p>
(2) 説明員の出席	<p>「現行のとおり」とする。</p>
3. 委員会に関すること	
(1) 委員会のあり方(委員会審議・所管事務調査)	<p>委員会数・名称・定数・所管・委員の選任方法(常任委員会の任期(現行 2 年)/特別委員会の任期(現行 4 年))は現行のとおりとする。また、各常任委員会における将来を展望した政策樹立のため、委員会の年間活動指針を定める活動計画書の作成(最終的に成果・反省を報告)及び委員会ごとにテーマ・課題の設定(議員提案による政策、条例の制定及び改正に向けた研究討議を行うことにより、議会における政策形成機能の充実を図る。)を行うこととする。</p>
(2) 委員会視察	<p>「調査活動の充実の見地から、所管に属する先進地視察調査活動については、調査、研究後委員会としての見解や参考となる施策の提言等を検証・精査する。」として、継続する。</p>
(3) 出前講座(委員会)の開催	<p>委員会での審査案件・経緯・結果など市民や各種団体から要請があった場合は、議会報告会に準じ、委員が出向き、説明会又は懇談会を催すこととする。</p>

項 目	結 果
4. 情報公開に関すること	
(1) 議会日程等の周知	ホームページに日程を掲載するとともに、本庁及び各支所にチラシ(議会開催のおしらせ)等を窓口、掲示板に備える。
(2) 議会の中継・放映	既存の設備機器で可能かどうかの検証を行うなど、今後、実施に向けた調査研究を行っていく。
(3) 議会活動のPR	議会活動のPRについては、ホームページ等を活用し、各委員会の開催日などを掲載する。
(4) 議会だよりの充実	一般質問原稿用紙の内容を校正するとともに、誇張、事実の歪曲等がないよう調整を行うなど見直し、読みやすい議会だよりとする。
5. 議員研修に関すること	
議員研修	議会における研修は、議会や議員に求められる機能を正しく発揮し、その役割を果たすため、また、議員倫理の向上を図るため、「議員一人ひとりの資質向上」と「議会全体の水準の向上」を目的として実施することを確認し、研修科目及び実施方法については、必要に応じて検討する。
6. 費用弁償に関すること	
費用弁償の廃止及び見直し	交通費等の経費は、公務員・民間企業では通常支給されており、自治法上、費用弁償という形をとらなければ受け取ることができないという背景を勘案し、当面、現状額の費用弁償を受け取るとした。
7. 議員定数に関すること	
議員定数	<ul style="list-style-type: none"> ・議員アンケート調査結果を尊重する。 ・議員を削減することは、市政のチェック機能を損なうものだとする見解もあるが、定数削減により市民の意見の反映に支障を生じるとは言えず、議会運営、議員活動のあり方などの工夫により、適切な対応は図られるものと考えられる。 <p>(1) 本市議会議員の条例定数を、現行の 20 人から2人減員し 18 人とする。</p> <p>(2) 減員後の定数は、次の一般選挙から適用する。</p>

項 目	結 果
8. 会派に関する事	
会派のあり方	<p>現行の江田島市議会議員の会派及び代表者会議規程のとおりとし、会派の代表者会議については、合議体である議会の中で、各会派間の連絡調整機能を果たす場とする。</p>
9. 審議会等の就任に関する事	
(1) 審議会等の就任 自粛	<p>議会の代表として選出している各種審議会等委員について、法令・条例等に議員を委員とする定めのあるもの及び市の代表として議員を選出しているものについては、今後も委員として選出する。</p> <p>それ以外のものについては次期委員の改選から委員として選出しない。</p>
(2) 各種団体・公益法人における役員就任	<p>公平性及び透明性等を確保することから、市から補助を受けている団体の役員就任については、原則禁止すべきである。(江田島市議会議員政治倫理条例を厳守する。)</p>
10. 報酬に関する事	
議員報酬	<p>市議会議員には、激動する社会情勢の中で、審議機能を強化し、間断なく調査研究を行い、政策をまとめて提言していくことが求められ、その活動の裏づけとしても一定の報酬は必要であると考えます。</p> <p>しかしながら、議員としての職責と活動に見合った報酬額について、明確な根拠を示すことは困難を極めるため、県下の他市や全国の類似団体との報酬を比較検討することが妥当である。</p> <p>(執行部に対し、報酬審議会開催の申し入れを議長にお願いする。)</p>
11. 議員の規律に関する事	
議員の規律	<p>市民から選ばれた代表者である議員は、自己規律の姿勢を常に持つ必要がある。との理由により、議会運営等に関する申し合わせ事項を厳守する。</p>

項 目	結 果
12. 市民との会話に関すること	
報告会(集会・懇談会)	市民からの要請ではなく、積極的に出向いての議会報告会を開催する。(市議会の活動状況を地域に出向き市民に直接報告・説明し、議会に対する意見や市政に対する提言などを聞くことにより、市議会の一層の充実を図り、市民の議会参加と協働のまちづくりを促進するため。)
13. 任期に関すること	
正副議長の任期	正副議長の任期については、地方自治法第103条第2項の規定により、議長及び副議長の任期は、議員の任期とする。
14. 政務活動(調査)費に関すること	
政務活動(調査)費	議会の機能を充実・強化し、その役割を遂行してゆくうえにおいて、非常に重要なもので、使途の透明性を確保し、市民に対する説明責任を果たすこととする。(24年度から) ○政務活動(調査)費一人当たり月額 10,000円～20,000円 ○使途の透明性確保にあたって、23年度中に適正な取り扱いと経理の明確化に資するための統一的な基準(マニュアル)作成する。
15. その他に関すること	
議事堂等の有効活用	議会を身近に感じていただくため、さらには施設の有効利用から子ども議会、各種会議に活用していただくなど積極的に議事堂等を開放する。
議会事務局の強化	政策立案、提言等、議員の条例制定等をサポートすることにより、議会の政策立案能力の強化につながる。との理由により、「議会が従来のチェック機能に加え、政策立案・提案機能を積極的に担っていこうとしていることに即応し、補助機関としての議会事務局の体制整備の強化を図る。
長期欠席議員の議員報酬	今後の課題として、他市の状況調査実施など引き続き検討していく。(継続)
16. 議会基本条例(素案)に関すること	
議会基本条例(素案)	別添のとおり

江田島市議会基本条例解説（素案）

目次

前文

第1章 総則（第1条）

第2章 議会及び議員の活動原則（第2条—第4条）

第3章 市民と議会の関係（第5条・第6条）

第4章 議会と行政の関係（第7条—第9条）

第5章 自由討議の保障（第10条・第11条）

第6章 委員会の活動（第12条）

第7章 政務活動費（第13条）

第8章 議会及び議会事務局の体制整備（第14条—第17条）

第9章 議員の政治倫理，身分及び待遇（第18条—第20条）

第10章 最高規範性と継続的な検討（第21条・第22条）

附則

前文

地方分権の時代にあつて、私たち地方議会を担う者が、その責務を果たしていくためには、二元代表制の趣旨を踏まえ、首長と相互の抑制と均衡を図りながら、地方自治体の自立に対応できる議会へと改革していく必要があり、この自己変革に当たっては、合議機関としての特性を最大限に生かしていくために、これまで以上に公正・透明な議会運営や開かれた議会づくりを推進し、情報の提供と共有化を図りながら、市民の積極的な参加を求めていくことが必要である。

議会は、このような市民参加を基軸として、市民との活発な意見交換を図り、議員同士が自由闊達な議論をたたかわせ、そのような中から、論点や課題を明らかにするなど、意見を集約していくことが必要である。また、市民本位の立場で、より適切に政策を決定するとともに、その執行を監視し、さらには、政策提言や政策立案を積極的に行っていかなければならない。

このような認識のもと、江田島市議会は、自らの創意と工夫によって市民の多様な意見を反映しうる合議体としての議会づくりを通じ、市民の負託にこたえていくことを決意するものである。

ここに、江田島市議会及び構成員たる議員が活動していくに当たって、最も根幹となる支柱として、この条例を制定する。

【解説】地方分権時代に高まった議会の役割と責任を遂行するため、基本理念と、その実現に向けて取り組むべき事項を、市民参加を基軸とした基本方向で示そうというものである。また、この条例が議会及び議員の活動の際の根幹的な基盤であることを明記するものである。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、二元代表制の下、合議制機関である議会の役割を明らかにするとともに、議会及び議員の活動原則等の議会に関する基本的事項を定めることにより、地方自治の本旨に基づく市民の負託に的確にこたえ、もって市民全体の福祉の向上と公正で民主的な市政の発展に寄与することを目的とする。

【解説】

議会及び議員として、二元代表制の下で担うべき役割を果たすために必要な基本的事項を定めることで、議会が市民の負託にこたえ、市民全体の福祉向上と公正で民主的な市政の発展に寄与することを目的として規定しています。

第2章 議会及び議員の活動原則

(議会の活動原則)

第2条 議会は、次に掲げる原則に基づき活動を行わなければならない。

- (1) 公正性及び透明性等を確保し、市民に開かれた議会を目指すこと。
- (2) 市民の多様な意見を的確に把握し、政策形成に適切に反映できるよう、市民参加の機会の拡充に努めること。
- (3) 把握した市民の多様な意見をもとに政策提言、政策立案等の強化に努めること。
- (4) 市民本位の立場から、適正な市政運営が行われているかを監視し、評価すること。
- (5) 議会運営は、市民の傍聴の意欲が高まるよう、分りやすい視点、方法等で行うこと。

【解説】

- ・市民に開かれた議会づくりを行い、その上で市民参加を拡充、推進しながら、多様の意見を吸収し、市民の意見に支えられた、市民本位の立場で、政策立案を強化するとともに、適切に監視することを規定しています。
- ・市民本位の政策決定や市民参加の基盤づくりなどのため、市民に分かりやすい方法で議会運営を行うと規定しています。

(議員の活動原則)

第3条 議員は、次に掲げる原則に基づき活動を行わなければならない。

- (1) 議会が言論の府であること及び合議制機関であることを十分認識し、議員間の自由な討議を重んじること。
- (2) 市政の課題全般について、市民の意見を的確に把握するとともに、自己の資質を高める不断の研さんによって、市民全体の代表としてふさわしい活動を行うこと。
- (3) 議会の構成員として、一部団体及び地域の代表にとらわれず、市民全体の福祉の向上を目指して活動すること。

【解説】

- ・議会の使命である議員間の自由かつ達な討議での論点、争点の発見、公開の再認識のみならず、市民の意見把握と代表としての議員の活動原則を規定しています。

(会派)

第4条 議会の会派は、議会活動を行うため、会派を結成するものとする。

- 2 会派は、政策を中心とした同一の理念を共有する議員で構成し、活動する。
- 3 会派は、議会運営、政策決定、政策提言、政策立案等に関して、会派間で調整を行い、合意形成に努めるものとする。
- 4 議長は、必要があると認めるときは、会派の代表者会議を開催する。

【解説】

- ・会派性の意義及び会派の定義を明文化するとともに、合議機関としての合意形成を図るうえで、政策形成の中心的な役割を担う組織の1つとして位置づけています。
- ・合議体である議会の中で、各会派間の連絡調整機能を果たす場として「会派の代表者会議」を明文化しています。

第3章 市民と議会の関係

(市民参加及び市民との連携)

- 第5条 議会は、市民に対し積極的にその有する情報を発信し、説明責任を十分果たさなければならない。
- 2 議会は、本会議、常任委員会のほか、すべての会議を原則公開とする。
- 3 議会は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第100条の2の規定による専門的知見の活用並びに常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会（以下「委員会」という。）にあつては、法第109条及び法第115条の2の規定による参考人制度及び公聴会制度を十分に活用して、市民の専門的又は政策的識見等を議会の討議に反映させるよう努めるものとする。
- 4 議会は、市民との意見交換の場を多様に設け、議員の政策立案能力を強化するとともに、政策提案の拡大を図るものとする。

【解説】

- ・ 議会が持つ情報の発信、全ての会議の原則公開、市民との意見交換の場を積極的に持つなど、議会への市民参加と連携を促進するための方途を定めています。

(議会報告会)

- 第6条 議会は、市政の諸課題に柔軟に対処するため、市政全般にわたって、議員及び市民が自由に情報及び意見を交換する議会報告会を行うものとする。
- 2 議会報告会に関することは、別に定める。

【解説】

- ・ 前条第4項の「市民との意見交換の場」の1つとして議会報告会を設けることを義務化し、明文化しています。
- ・ 市民からの要請ではなく、積極的に出向いての議会報告会としています。自治会等の単位で開催することや、報告会での議員の役割、班編成など詳細は要綱で定めます。

第4章 議会と行政の関係

(議員と市長等執行機関の関係)

第7条 議会審議における議員と市長等執行機関及びその補助職員（以下「市長等」という。）との関係は、次に掲げるところにより、緊張関係の保持に努めなければならない。

- (1) 本会議における議員と市長等との質疑応答は、広く市政上の論点及び争点を明確にするため、一問一答の方式で行うことができる。
- (2) 議長から本会議及び委員会への出席を要請された市長等は、議長又は委員長の許可を得て、議員の質問に対して反問することができる。
- (3) 議会は、市長等との立場および権能の違いを踏まえ、議会活動を行わなければならない。
- (4) 議員は、会期中又は閉会中にかかわらず、議長を経由して市長等に対し文書質問を行うことができる。この場合において、市長等に文書により回答を求めるものとする。
- (5) 議会は、議員が行う市長等への口頭による要請に対して、両者の関係の透明性を図るため、日時、要請内容、対応及び経過等を記録した文書を作成するよう市長等に求めるものとする。

【解説】

- ・議員と行政との緊張関係の保持、透明化を図るための方途を規定しています。
- ・緊張関係の保持では、審議の論点の明確化を目的とした一問一答方式の導入、行政から議員への反問権の付与を定めています。
- ・透明性の確保では、いわゆる口利きや働きかけ防止のためなど、議員からの要請、質問は文書で行うことが出来るものとし、この場合行政からの回答は公文書とすることを定めています。

(議会審議における論点情報の形成)

第8条 議会は、市長が提案する重要な政策について、議会審議における論点情報を形成し、その政策水準を高めることに資するため、市長に対し、次に掲げる事項について明らかにするよう求めるものとする。

- (1) 重要な政策等を必要とする背景
- (2) 検討した他の政策案等との比較検討
- (3) 重要な政策等の形成過程における市民の意見公募等の実施状況
- (4) 総合計画における根拠又は位置付け
- (5) 関係法令及び条例等

- (6) 財源措置
 - (7) 将来にわたる効果及び費用
 - (8) 前各号に掲げる事項のほか、議長が必要と認める事項
- 2 議会は、重要な政策等の提案を受けたときは、立案及び執行における論点及び争点を明らかにするとともに、執行後における政策評価に資する審議に努めるものとする。

【解説】

- ・行政が重要な政策を提案する場合8つの条件を示すことを求めています。これは政策の公正・透明性の確保と議会審議での論点の明確化を図ることとしています。
- ・政策等を必要とする背景や将来にわたる効果及び費用までを求めることで、提出される政策の信頼性が高まると考えられます。
- ・なお、重要な政策とは、次の政策をいいます。
 - (1) まちづくりの基本方針や分野別の計画及び施策事業。
 - (2) 市民生活に重大な影響を及ぼすことが予想される計画及び施策事業。

(予算及び決算における政策説明)

第9条 議会は、予算及び決算の審議に当たっては、前条の規定に準じて、分かりやすい施策別又は事業別の説明資料の作成を市長に求めるものとする。

【解説】

- ・予算、決算の審議においても、行政は前条の主旨に準じた説明資料を作成するよう定めています。

第5章 自由討議の保障

(議会の合意形成)

- 第10条 議会は、言論の府であることを十分に認識し、議長は、市長等に対する会議等への出席要請を必要最小限にとどめ、議員相互間の自由な討議を中心に運営しなければならない。
- 2 議会は、本会議及び委員会において、議員、委員会及び市長提出議案並びに市民提案に関して審議し結論を出す場合にあっては、議員相互間の議論を尽くして合意形成に努めるものとする。

【解説】

- ・ 議会は討論の場であるとの原則から、議会の会議へは市長等の出席は最小限にとどめ、議員の自由討議を中心とした議会運営を行うことを定めています。
- ・ 議会の会議において審議結果を出す場合は、議員の自由討議により、多様な意見を出し合った上で、議会としての合意形成に努力することを規定しています。
- ・ 第2項の「市民提案」とは、地方自治法でいう条例の制定・改廃請求などや市民等から提出された請願・陳情のことです。

(政策討論会)

第11条 市政に関する重要な政策及び課題に対して、議会としての共通認識の醸成を図り、合意形成を得るため、政策討論会を開催する。

2 政策討論会に関することは、別に定める。

【解説】

- ・ 全議員が一堂に会し、二元代表制の一翼を担う市議会としての責任と意欲を高め、各議員が建前でなく本音の思いを、徹底的に意見交換を行うことを目的としています。
- ・ 政策討論会の詳細については、要綱で定めます。

第6章 委員会の活動

(委員会の活動)

第12条 委員会審査に当たっては、資料等を積極的に公開しながら市民に対し、分かりやすい議論を行うよう努めなければならない。

- 2 委員会は、参考人制度及び公聴会制度を活用して、市民の専門的又は政策的識見等をその議論に反映させるよう努めるものとする。
- 3 委員長は委員会の秩序保持に努め、委員長報告を自ら作成するとともに、質疑に対する答弁も責任をもって行わなければならない。
- 4 委員会は市民からの要請に応じ、審査の経過等を説明するため、出前講座を積極的に行うよう努めるものとする。

【解説】

- ・ 常任委員会、議会運営委員会、特別委員会においても公正・透明性を心がけ、市民に分かりやすい審査に努めることや委員長の職責を規定しています。

- ・委員会での審査案件・経緯・結果について、市民や各種団体から要請があった場合は、議会報告会に準じ、委員が出向き、説明会又は懇談会を催すことを出前講座と定めています。

第7章 政務活動費

(政務活動費の執行及び公開)

- 第13条 議員は、政策立案又は提案を行うため、並びに調査及び研究に資するために政務活動費の交付を受けたときは、江田島市議会議員の政務活動費の交付に関する条例（平成24年江田島市条例第1号）を遵守しなければならない。
- 2 政務活動費に関する書類の保存期限は、収支報告書等を提出した日の属する年度の翌年度の4月1日から起算して5年を経過する日まで保存しなければならない。
- 3 議長は、市民から前項に規定する書類の閲覧請求があった場合は、速やかに閲覧させるものとする。ただし、江田島市情報公開条例（平成17年江田島市条例第7号）第7条第1項に規定する非公開とすることができる情報が記録されている場合を除く。

【解説】

- ・政務活動費の交付に関する条例でいう調査研究に加えて、政策立案、提案を行うことも規定しています。
- ・政務活動費に係る書類については、議員が保存するものを、請求があった場合はいつでも閲覧に供しますが、領収書等を発行したものの個人情報に係る部分については、江田島市情報公開条例に準ずるとしています。

第8章 議会及び議会事務局の体制整備

(議員研修の充実強化)

- 第14条 議会は、議員の政策形成及び立案能力の向上等を図るため、議員研修の充実強化に努めるものとする。
- 2 議会は、議員研修の充実強化に当たり、広く各分野の専門家、市民等との議員研修会を年1回以上開催するものとする。

【解説】

- ・議会の政策立案能力の向上のため、議会が主体となって研修会を開催するとともに、研修会の充実強化に当たっては、専門家や市民の参画を得ようとすることを規定しています。

(議会事務局の体制整備)

第15条 議長は、議員の政策形成及び立案を補助する組織として、議会事務局の調査・法務機能等の充実強化を図るものとする。

【解説】

- ・事務局職員の任命権者である議長は、職員の調査・法務能力等を高め、より良い事務局体制を整えるよう努めることを規定しています。

(議会図書室の利用)

第16条 議会図書室は、議員のみならず、誰もがこれを利用できるものとする。

【解説】

- ・誰でもが利用できる、開かれた議会図書室とすることを規定しています。

(議会広報の充実)

第17条 議会は、議案に対する各議員の対応を議会広報で公表する等、情報の提供に努めるものとする。

2 議会は、情報技術の発達を踏まえた多様な広報手段を活用することにより、多くの市民が議会と市政に関心を持てるよう議会広報活動に努めるものとする。

【解説】

- ・特に、広報に当たっては、各議員の議案に対する対応を市民に公表することを規定しています。

第9章 議員の政治倫理、身分及び待遇

(議員の政治倫理)

第18条 議員は、高い倫理的義務が課せられていることを深く自覚し、江田島市議会議員政治倫理条例（平成18年江田島市条例第55号）を規範とし、遵守しなければならない。

【解説】

- ・議員は、政治倫理条例でいう、市民全体の代表者として、その品位と名誉を損なうことのないよう行動することを規定しています。

(議員定数)

第 19 条 議員定数の改正に当たっては、行財政改革の視点だけではなく、社会経済情勢、市政の現状と課題、将来の予測と展望を十分に考慮するとともに、議員活動の評価等に関して市民の意見を聴取するため、参考人制度及び公聴会制度を十分に活用するものとする。

- 2 議員定数の基準は、人口、面積、財政力及び市の事業課題並びに類似市の議員定数と比較検討し、決定するものとする。
- 3 議員定数の条例改正議案は、市民の直接請求による場合及び市長が提出する場合を除き、議員定数の基準等の明確な改正理由を付して、法第 109 条第 6 項又は法第 112 条第 1 項の規定に基づき、委員会又は議員から提出するものとする。

【解説】

- ・議員定数の改正は、行財政改革の側面だけではなく、社会経済情勢、市政の現状や将来展望等を踏まえて総合的に検討するとともに、参考人制度や公聴会制度を活用して市民の代表である議員の活動の評価について聴取することを規定しています。
- ・類似団体との比較検討結果を踏まえて決められるべきであるとしています。
- ・定数の改正は、市長の提案権を認めるものの、市民への説明責任を果たすためにも、議員が提案するものと規定しています。なお、市民からの直接請求については、この限りではない。

(議員報酬)

第 20 条 議員報酬の改正に当たって、議員が提案する場合は、行財政改革の視点だけではなく、社会経済情勢、市政の現状と課題、将来の予測と展望を十分に考慮するとともに、議員活動の評価等に関して市民の意見を聴取するため、参考人制度及び公聴会制度を十分に活用するものとする。

- 2 議員報酬の条例改正議案は、市民の直接請求による場合及び市長が提出する場合を除き、明確な改正理由の説明を付して、法第 109 条第 6 項又は法第 112 条第 1 項の規定に基づき、委員会又は議員から提出するものとする。

【解説】

- ・議員報酬の改正は、行財政改革の側面だけではなく、社会経済情勢、市政の

現状や将来展望等を踏まえて総合的に検討するとともに、参考人制度や公聴会制度を活用して市民の代表である議員の活動の評価について聴取することを規定しています。

- ・報酬の改正は、市長の提案権を認めるものの、市民への説明責任を果たすためにも、議員が提案するものと規定しています。なお、市民からの直接請求については、この限りではない。

第10章 最高規範性と継続的な検討

(最高規範性)

第21条 この条例は、議会における最高規範であって、議会は、この条例の趣旨に反する議会の条例、規則等を制定してはならない。

- 2 議会は、議員にこの条例の理念を浸透させるため、一般選挙を経た任期開始後速やかに、この条例の研修を行わなければならない。

【解説】

- ・本条例は、江田島市議会における最高規範であると規定しています。
- ・議員へ本条例の理念を再認識させるための研修を義務付けています。

(継続的な検討)

第22条 議会は、この条例の施行後、常に市民の意見、社会情勢の変化等を勘案して、議会運営に係る不断の評価と改善を行い、必要があると認めるときは、この条例の規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

- 2 議会は、この条例を改正する場合には、全議員の賛同する改正案であっても、本会議において、改正の理由及び背景を詳しく説明しなければならない。

【解説】

- ・この条例の目的が達成されているか否かを、議会自らが自己評価することを要請し、必要に応じた改正を規定しています。
- ・改正に当たっては、市民への説明責任を果たすため、改正理由など詳細を説明しなければならないと定めています。

附 則

(施行期日)

この条例は、公布の日から施行する。

5 委員会開催状況と協議内容

区分	開催期日	検討項目・協議内容
	平成23年6月23日	平成23年6月定例会において、9名の委員をもって構成する「議会改革特別委員会」を設置し、9名の委員を選任
	平成23年6月23日	正副委員長の互選
第1回	平成23年7月13日	議会改革検討項目の設定等について
第2回	平成23年8月22日	具体的検討項目の設定等について
第3回	平成23年10月24日	具体的検討項目の検討 (1) 議員定数・政務調査費・費用弁償・議員報酬に関する検討・協議について
第4回	平成23年11月28日	具体的検討項目の検討 (1) 政務調査費について (2) 費用弁償について
第5回	平成24年2月17日	具体的検討項目の検討 (1) 議員報酬・議員定数について
第6回	平成24年4月23日	具体的検討項目の検討 (1) 議員報酬について(継続) (2) 議員定数について(継続)
第7回	平成24年6月20日	具体的検討項目の検討 (1) 議員報酬について(継続) (2) 議員定数について(継続)
	平成24年7月23日 ～平成24年7月24日	地方議員の定数・報酬等の考え方と議会改革(講座) 小牧市議会視察
第8回	平成24年8月9日	具体的検討項目の検討 (1) 視察研修内容を踏まえての意見交換(調整)等について (2) 今後(項目別)のスケジュールについて
第9回	平成24年8月30日	具体的検討項目の検討 (1) 議員報酬について(継続) (2) 対面方式の一問一答について (3) 一般質問の充実 (4) 平日以外の本会議開催について (5) 説明員の出席について (6) その他 報告会等の実施時期等について

第10回	平成24年10月9日	<p>具体的検討項目の検討</p> <p>(1)「報告会・意見交換会の開催時期」について(継続)</p> <p>(2)中間報告(案)について</p>
第11回	平成24年10月25日	<p>具体的検討項目の検討</p> <p>(1)委員会審議の充実について</p> <p>(2)委員会のあり方について</p> <p>(3)委員会視察について</p> <p>(4)出前委員会の開催について</p> <p>(5)所管事務調査について</p>
第12回	平成24年11月8日	<p>具体的検討項目の検討</p> <p>(1)委員会のあり方(委員会審議・所管事務調査)について(継続)</p> <p>・委員会付託事案</p> <p>(2)議会日程等の周知について</p> <p>(3)議会の中継・放映について</p> <p>(4)議会活動のPRについて</p> <p>(5)議会だよりの充実について</p>
第13回	平成24年11月22日	<p>具体的検討項目の検討</p> <p>(1)議員研修について</p> <p>(2)会派のあり方について</p> <p>(3)審議会等の就任自薦について</p> <p>(4)各種団体・公益法人における役員就任について</p>
第14回	平成25年01月17日	<p>具体的検討項目の検討</p> <p>(1)議員の紀律について</p> <p>(2)集会・懇談会について</p> <p>(3)長期欠席議員の議員報酬について</p> <p>(4)正副議長の任期について</p> <p>(5)議事堂等の有効活用について</p> <p>(6)議会事務局の強化について</p> <p>(7)報告会・意見交換会の実施について(継続)</p> <p>(8)議員定数について</p>
第15回	平成25年02月13日	<p>具体的検討項目の検討</p> <p>(1)協議中(継続)となっている検討項目について</p> <p>(2)諮問事項6項目の答申(案)について</p> <p>(3)議会基本条例(案)について</p>
第16回	平成25年03月08日	<p>具体的検討項目の検討</p> <p>(1)第2回中間報告(案)について</p> <p>(2)議会基本条例(案)について(継続)</p> <p>(3)報告会・意見交換会の実施について(継続)</p>

第 17 回	平成 25 年 03 月 26 日	具体的検討項目の検討 (1) 議会基本条例(案)について(継続) (2) 報告会・意見交換会の実施について(継続)
第 18 回	平成 25 年 04 月 5 日	具体的検討項目の検討 (1) 議会基本条例(案)について(継続) (2) 報告会・意見交換会の実施について(継続)
第 19 回	平成 25 年 04 月 23 日	具体的検討項目の検討 (1) 議会基本条例(案)について(継続) (2) 報告会・意見交換会の実施について(継続)
第 20 回	平成 25 年 05 月 08 日	具体的検討項目の検討 (1) 委員長の互選について (2) 報告会・意見交換会の実施について
	平成 25 年 05 月 13 日 ～ 平成 25 年 05 月 18 日	議会改革特別委員会報告・意見交換会実施 各会場参加者:江田島町 17 人・能美町 26 人・沖美町 35 人・大柿町 27 人
第 21 回	平成 25 年 05 月 30 日	報告会・意見交換会の実施について
第 22 回	平成 25 年 06 月 06 日	報告会・意見交換会の実施について
第 23 回	平成 25 年 06 月 25 日	報告会・意見交換会の実施について (報告書案の確認・アンケート調査意見の取り扱い・今後の方向性など)
第 24 回	平成 25 年 07 月 10 日	具体的検討項目の検討 (1) 議会基本条例(案)について(継続)
第 25 回	平成 25 年 07 月 24 日	具体的検討項目の検討 (1) 議会基本条例(案)前文について(継続) (2) 議会基本条例(案)政策討論会(第 11 条関係)について(継続)
第 26 回	平成 25 年 08 月 05 日	(1) 議会改革特別委員会最終報告書(案)について (2) 答申【諮問 6 項目】(案)について